

お薬のはなし

■ リフィル処方箋について

公的医療保険制度にて従来の「分割調剤」に加え、新たに「リフィル処方箋」という制度がはじまり、医療費の削減効果が期待されています。

「リフィル処方箋」とは、慢性疾患など症状が安定している患者について医師が認めた期間・回数に限り(上限は3回)、医療機関を受診することなく同じ薬を薬局で受け取ることができる処方箋です。患者さんにとっては医療機関を受診する回数が少なくなるため、通院負担や再診料などが軽減できるメリットがあります。対象の可否は医師にご確認ください。

「分割調剤」とは、長期保存が難しい薬剤、後発医薬品を初めて使用する場合に、医師の指示において、患者の服薬状況を考慮して、薬剤師のサポートが必要と認められた場合に行われる処方のことです。



■ ポリファーマシーについて

ポリファーマシーとは、日本語にすると「多剤服薬」ということです。たくさんの薬を服用することで、副作用を起こしたり、きちんとお薬が飲めなくなっている状態を言います。

心配な症状が出てきたときは、自己判断でお薬をやめたり減らしたりせず、必ず医師や薬剤師に相談してください。なお、病気ごとに異なる医療機関にかかっている場合、薬は重複したり増えすぎたりしないようおくすり手帳を活用し使っているお薬を医療機関や薬局に伝えましょう。

■ セルフメディケーションについて

セルフメディケーションとは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。病院にかかるほどでもない軽度な症状の場合、OTC医薬品(市販薬)を活用することで、症状の悪化を防ぐことができます。

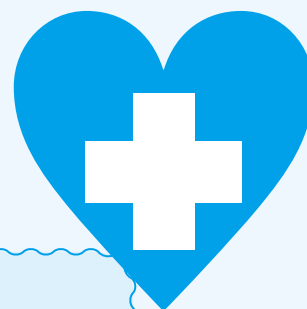
住民課 ☎55-3112

9月25日(水) 移動献血車が来村します！

～多くの生命を救う献血にご協力ください～

病気やケガで輸血を必要としている方がたくさんいます。ぜひ皆さんの善意の献血にご協力をお願いします。なお、献血場所と時間は次のとおりです。

献 血 場 所	時 間
三進金属工業株式会社 福島工場	10:00 ～ 11:00
平田村役場	11:45 ～ 12:45
マーレエンジンコンポーネンツ ジャパン株式会社 平田工場	14:15 ～ 15:00
ひらた中央病院	15:45 ～ 17:00



《 献血のできる方 》

1. 年 齢 満16歳以上70歳未満の方
(65歳以上の方は、60歳から64歳までの間に献血された方)
2. 体 重 男性45kg、女性40kg以上の方
3. 血 圧 最高血圧が90mmHg以上の方
4. 間 隔 400ml献血＝男性12週間後、女性16週間後
5. その他 現在病気や妊娠中(過去6か月以内に妊娠していた方及び産後6か月以内を含む)でない方、また過去に輸血を受けていない方

健康福祉課 ☎55-3119

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。

○2025年3月31日までに追納する場合の保険料額〔月額〕

期 間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生特例	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
平成26年 4月～平成27年 3月	15,460円	11,600円	7,730円	3,860円
平成27年 4月～平成28年 3月	15,790円	11,840円	7,890円	3,950円
平成28年 4月～平成29年 3月	16,460円	12,340円	8,230円	4,110円
平成29年 4月～平成30年 3月	16,670円	12,510円	8,330円	4,170円
平成30年 4月～平成31年 3月	16,500円	12,370円	8,250円	4,120円
平成31年 4月～令和 2年 3月	16,560円	12,420円	8,270円	4,140円
令和 2年 4月～令和 3年 3月	16,670円	12,500円	8,340円	4,160円
令和 3年 4月～令和 4年 3月	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和 4年 4月～令和 5年 3月	16,590円※	12,440円※	8,290円※	4,150円※
令和 5年 4月～令和 6年 3月	16,520円※	12,390円※	8,260円※	4,130円※

※追納加算額はありせん

○追納するには「国民年金保険料追納申込書」が必要となります。

○申請書が欲しい場合、その他の詳しい内容については住民課または年金事務所までお問合せください。

住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

高校等通学支援金で子育てを支援します

平田村では子育てを応援するため、その負担感を少しでも軽減できるよう「高校等通学支援金」を支給します。

□受給資格

高校等に通う生徒(通学手段は問いません)の保護者で、本村に3か月以上住所を有すること。

□支給額

年額90,000円(月7,500円×12月)



申請書には振込先口座の写しと在学証明書の添付が必要です。

申請の案内は9月末に通知します。期限がありますので忘れずに申請してください。

企画商工課 ☎55-3115